

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の入札等の手続きの対応について(対象期間の変更)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）に基づき一時中止等を行った工事等について、当面の間、以下のパターン1、2で例示する◎印の場合特例を認める。

区分	令和元年度			令和2年度		
	2月	3月	4月	5月	6月	
パターン1 令和元年度 完了予定						
当初 (一時中止前)						
変更 (一時中止)						
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために一時中止等を行った工事であって、完成・引き渡しがない工事についても、当該同種工事の実績又は経験として認めるものとする。また、加點評価の対象とする。(下段に続く)</p>						
パターン2 令和2年度 完了予定						
当初 (一時中止前)						
変更 (一時中止)						
<p>(上段より) この場合、当該一時中止等を行った工事に係る、契約書第19条（設計図書の変更）、20条（工事の中止）による変更契約書ないし、発注者の通知および受注者の承諾の写しと、工程表を添付するものとする。</p> <p>なお、一時中止等を行う以前の工期末が、申請書の提出期限以降のものについては認めない。</p>						